

平均的な損害の額に係る検討

令和2年6月25日

公認会計士 松澤智之

平均的な損害の額に係る検討

1. 平均的な損害の額と超過部分

(1) 契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を定める条項

当該消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害の額」を超える部分は無効(消費者契約法第9条第1号)。



2. 平均的な損害の額の算定方法

(1) 平均的な損害の額の算定にあたって利用し得る情報

平均的な損害の額を算定するには、例えば、以下の情報を利用することが考えられる。

① 財務情報

- 年間の取引を記録した会計帳簿(総勘定元帳、売上高、売上原価等の補助簿)
- サービス・製品ごとの売上、原価及び粗利に関する情報

(注)財務情報を利用する場合であっても解約した場合に発生する費用と解約することにによって発生しない費用もあると考えられる。

平均的な損害の額に係る検討

2. 平均的な損害の額の算定方法(続き)

(1)平均的な損害の額の算定にあたって利用し得る情報(続き)

② 非財務情報

- 年間契約件数
- 再販率
- 解約件数

(注)サービス1単位あたりの損害額は、契約件数等の非財務情報も用いて算定する必要があると考えられる。

(2)平均的な損害の額の算定にあたって考慮されうる事項

- 会計帳簿、会計帳簿以外の情報の管理状況(注1)
- 平均的な損害の額の算定ルール(事業者における逸失利益や機会損失の算定方法は統一的か)(注2)
- 平均的な損害の額の算定に用いたデータの信頼性(情報の信頼性は第三者よって評価・検証可能か)(注3)

(注1) 1単位当たりサービスまたは製品の平均的な損害の額を計算するために必要なレベルで事業者が情報を管理できているか(契約、解約件数、再販率など)

(注2) 損害の額の算定に含めるべき費用の範囲(解約による回避可能な費用の考慮、複数サービスで共通で発生する費用の按分方法等の取扱い)

(注3) 部分的にサービスに直接関係する情報のみで損害の額の算定に利用した情報を検証できるか。